

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號五第

卷一十三第

行發日一月一十年五和昭

## 論叢

遊興税の若干問題 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
日本の家族制度と民法 . . . . . 文學博士 三浦 周行

## 說苑

勢力と經濟 . . . . . 文學博士 高田 保馬  
徳川時代の工業と商業資本 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎  
米の卸賣相場と小賣相場との關係 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦  
世界商品價格の決定 . . . . . 經濟學博士 作田 莊一  
獨逸舊税制の崩壊と財政調整法 . . . . . 經濟學士 中川與之助  
歸屬理論の一考察 . . . . . 經濟學士 柴 田 敬

## 雜錄

元祿時代歸農武士の家計 . . . . . 經濟學博士 黒 正 巖  
統計拾穗抄 . . . . . 法學博士 財部 靜治  
正司考祺の專賣反對論 . . . . . 經濟學士 堀江 保藏

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

其職有り、制度にもとらず其自職を勤るを人道とす。

大和久しく武家も至極の閑暇ゆへか、自職を廢て卑劣の商職を營むは、國家混亂の本なり。先年或領分に産物仕入と云官署を建て、伶俐の者段々累進し、互に利を興し、先領中婦女に摘綿を貸して紡績させ、其木綿を官に收めて大阪に販ぎ、歸路には畿内・廣島・作州等の綿を買めて又婦女に貸し、或は鹽麥を貸し、或は質屋を建て利息を取り、貨殖專一とす。諸商は職を奪はれ大に困苦し、後には領民高利を借る様に移り、債は公威を以て猛責せられ、一錢の宿逋無く、己に凶歲に遇へども、誰一人取替る者もなく、民間心至と迫り甚怨む<sup>1)</sup>と述べてゐる。之れ九州地方某藩の木綿專賣を叙したものであつて、其仕法は右によつて窺はる、如く、領民に原料及生活資料を供給して木綿を製作せしめ、之を悉く藩の手に收めて大阪に賣捌ける、言はゞ領外輸出の獨占である。此仕法によつて、藩も利益を得、領民も職を得て、一應は良制度の如く見ゆるも、他面商人は職を奪はれ、又藩が利を専らとする結果生

## 正司考祺の專賣反對論

堀江保藏

本誌前號に於て私は、徳川時代諸藩に於て行はれたる藩營專賣仕法に關する、同時代學者の若干の意見を紹介した。<sup>1)</sup>本稿に於ては其補論として、徳川後期の經濟學者正司考祺の意見を一瞥しようと思ふ。

正司考祺の主著「經濟問答秘録」は徳川時代有數の經濟書として知らるゝ所であるが、其内、經濟要論・國用考・征權考の諸卷に、專賣制度乃至は諸藩の官業に關する彼の意見が散見する。先づ征權考に、『四民各

\* cf. Meitzen, op. cit. ss. 181 182; Block-Scheel, op. cit., S. 113.

1) 拙論、徳川時代の藩營專賣論、(本誌、第三十一卷、四號)

2) 征權考、(日本經濟叢書、卷二十三、183頁)

産者をも壓迫する事となるから、結局悪制度であると考祺は説くのである。

其外或は、産物仕入は、藩札の發行・献金・人別錢等と同様、民の富源を涸渴せしむるものであるといひ、<sup>3)</sup>或は、一夜作りの商人が帶刀袴で公威を假るとも、商法はうまく立行くものではないとも言へるは、專賣制度の事實上の弊害を指摘せるものであらう。

更に彼は道德的根據から專賣制度乃至官業の非を唱へて居る。即ち或は『廉と義を指ざれば利は得難し、廉義を捐れば武士道廢る』、而も『産物仕入れて上に利益の國有れども格別拔でたる大國に非ず』、故に『財利を専らにする國は弱國と思ふべし』<sup>4)</sup>と言ひ、或は『王侯は先倉廩を實しめんと、商人の職を奪ふて産物を仕入れ、或は賦斂を厚うし、一圖に財を<sup>たくはへ</sup>賑んと欲し、官吏は收斂して民を虐げ、士は利財に目を觸れて、禮義廉恥を忘るれば』、管仲の『倉廩實則知禮節』<sup>5)</sup>てふ名言をばき違へたものであると述べてゐるのがそれである。以上の數言を以て見るに、專賣乃至官業は領民を搾

取して藩の利を計るものである、之に依て得る處の利は僅少に止まり、而も之が爲には武士道を犠牲に供せなければならぬ、さればいさゝかの利に拘泥するよりも、武士道を確守する方が富國の基であると説くが如くである。

## 二

考祺は上述の如く官業には賛成せざるも、領主及領民の窮乏状態は之れを看過せるものではない。即ち彼は、運上を以て、各職業部門の統制手段なるのみならず、財政手段であるとも説き、又儉約は上下富有の基であると論じて頻りに之を奨めてゐるのである。

先づ運上に關して『上は唯君道を守り、商賈の職を奪ふを愧として、國産は商賈に致させ運上を取るに如かず』<sup>6)</sup>と述べ、次に運上の性質を論じて、『運上は上の利慾に非ず、是法を立ざれば、市中自放に商賈致し、謙讓の道を失却して争鬪絶えず、况や今時の人氣には、各別に四職(士・農・工・商―筆者)を研覈して、各其免職を予へ置ずんば、上を犯せる基なり』<sup>7)</sup>と言ふ。

3) 論、(同上、卷二十二、8頁)  
4) 經濟權考、(同上、卷二十三、170頁)  
5) 經濟要論、(同上、卷二十二、20頁)  
6) 同上、(同上、23頁)  
7) 經濟權考、(同上、卷二十三、170頁)  
8) 同上、(同上、173頁)

其意は各職業階級の混淆を防ぐ爲に、詳言すれば士・農・工階級が商人に混入して階級組織を混亂に導くを防ぐ爲めに、商人に運上を課して其商業特權を確保すべしとするに有り、此職業階級の混淆こそ國の基を危くするものであるとして、考祺が極力排斥する所である。此論據よりして藩の專賣の如きは最も不健全な制度であり、従つて殖産の事は商人に委ね、只運上の徴收を以て甘んずべしと、考祺が説くのは當然である。

儉約が貧窮防止の最上策なる事は、徳川時代の諸學者を通じて見らるゝ所であるが、考祺に至つてはまさに其頂點に立つものと言へよう。即ち『君の用度は定り有て、租・庸・調の三より外なし、是を勘へ量入爲出ときは財豊かにして、産物貨殖、收歛するに及ばず、又國用の要領は、本一日も無くて叶はざる衣食住に在て、富乏は儉約と奢靡の風俗に係れり』<sup>10)</sup>といひ、或は『今貴賤貧富の家に四口に平均し、一戸七兩づゝ儉約を遂ても、十萬戸には七十萬兩となる。縦ひ天下無双の國産といへども其利益十萬金には至り難し。十里の江

海を填め開墾しても、其定額七十萬石には至り難し。様々の産物を工夫せんより、儉約の法を行はゞ、官吏を用ひずして政事も煩はしからず』<sup>11)</sup>と述べて、儉約を以て領主の國産よりも利益大なりと論じ、米澤藩が三十萬石を十五萬石は減封せられて後、却て裕福となつたのは儉約の賜物であるとして居る。

考祺が又『國富を願はゞ先づ君自ら儉を行ふに如ず、君儉を行ふときは士大夫儉を行ひ、下又之に倣ふて皆儉なるゆへ、貧民と云者無し』<sup>12)</sup>といへるは、儉約が君主の財政上資する所大なるのみならず、下民又之に倣つて上下共に富有となる事を説けるものであつて、儉約の效果此の如く著しきを認むる彼が、藩は依て武士道を失ひ、領民は藩の搾取に逢ふ所の、專賣制度に極力反對するのは當然である。

### 三

最後に民業に就て一瞥しよう。民業に關する考祺の見解は大體、民業は自然の生長に委ぬべき事、及製品の賣買は商人に一任すべき事の二項に分ち得ると思ふ。

9) 吉田忠輔氏、徳川末期の經濟學者正司考祺の思想と其背影(早稻田商學、第二號)

10) 國用考(日本經濟叢書、卷二十二、201頁)

11) 同上、(同上、257頁)

12) 同上、(同上、217頁)

前者に就ては、或る藩が傘の輸入を防遏せんが爲めに其製造を開始したが、品質劣悪なる爲め消費者を困らせ、又密輸入が企てられて其結果處罰者を出す等、種々の不合理を醸した例を挙げ、諸藩の産物貨殖は總て此類であると述べてゐる。<sup>13)</sup> 後者に就ては近江國に農家の副業として行はる、襤製造業の例を例げ、『是襤を他邦に賣出すに、一郷毎に織屋と云て、二三軒づゝ免札運上を納め、領中總て二十三軒と古來より極り有て、是者どもより農家に資本仕入を爲す。由之農家より私に販ぐ事を得ず、斯職方正しければ必富饒と爲るべし』と述べて商工分立の良制度なる事を賞揚し、若し生産者が、商人の買入價格低きを口實として、官に直賣捌を願出づとも聽すべからずと説いてゐる。<sup>14)</sup> 蓋し商機に暗き農工業者が商業に與はれば、結局得べき利益を失ふ事になるからである。

以上の如く、國產獎勵は商機に疏き武士の目先のみを考へた計畫であり、殖産の事は商人に委ぬる以て四民共に最も益ありと説く考祺が、藩の專賣制度に反對

するのは、是亦當然である。

#### 四

以上正司考祺の若干の經濟策に關聯して、彼の專賣反對論を一瞥した。之を要約すれば、藩の營利行爲は四民分立の良制を亂し、領民を搾取して一國存立の基礎を危くするものである、宜しく四民各其職を守り、一に儉約を以て、一國の富を盛んにすべしとするにある。思ふに、考祺の眼に映じた封建社會行詰りの原因は、階級の混淆と奢侈の増長とにあつたのであらう。此の觀察は其範圍に於ては正當たるを失はない。然し此兩者の更に原因を爲すものは何であるか、考祺は此點に關して考へ及ばざりし如くである。此點とは即ち貨幣經濟の進展である。貨幣經濟の進展、諸藩財政の窮乏、商業利潤の増加、そこに士農の階級をして商人を羨み、商業行爲に與はらん事を企圖せしむるに至る根本原因が存する。考祺が專賣制度の原因を目して、『武家も至極の閑暇ゆへか』云々といへるは勿論皮肉の言であらう。然し徳川中期の學者でさへ、『今の世は、

13) 征權考、(同上、卷二十三、170、171頁)

14) 同上、(同上、189頁)

米穀布帛ありても、金銀乏しければ世に立ち難し、國民の賤しき者のみに非ず、士大夫以上、諸侯國君も皆然り。<sup>15</sup>』と述べてゐるのに、考祺が其著の他の部分に於ても、かゝる世態に言及してゐないのは、儒家流の思想に捉はれたる事を示すものといふべきである。

奢侈増長の原因も、一面平和に基く人心の頹廢てふ心理的事情に存する事は明かであるが、財貨流通の殷盛も重要な原因である事は疑ひ得ない所である。されば考権と同時代の學者も、『古今富國の道を論じ候には、奢侈を禁じ儉約を勸候事定りたる道に御座候得共、久しく昇平の化に浴し候風俗、一統自然と奢侈に移り候事時世の勢に御座候得者、強て是を禁じ候而は人情に戻り悦服難仕御座候に付、是を以國家を富さん事、當時に於ては難相成儀と奉存候<sup>16</sup>』と述べて、儉約夫自身は富を増加するものに非ずと論ずる所である。又考祺が儉約富國の著例として擧ぐる米澤藩は、鷹山公以來産業政策に頗る留意し、家中工業・織物の專賣等を行つて致富策を講じて居るのである。

考祺が『臣は富の意にして、民の轉語也。臣は民の長也。良民多ければ國必富と云神の語なり』<sup>17</sup>』と云へるに徴して明かなる如く、彼は民の富則ち君の富てふ儒家流の見解を守り、諸藩が當面の財政救濟策として行へる專賣制度に反對するのであつて、此點まさに前稿に述べし、玉虫十藏・櫻田廸の見解と軌を一にする。要之、考祺の見解は、徳川時代の學者に通有の儒家流の理想論を一步も出ず、其專賣反對論の如きも、此立場よりなせるものであつて、事實よりも寧ろ思想的觀點より唱へられたものである。彼が富商の出なるが故に、商人商業の自由獨立を叫ぶは當然とするも、商家の出であり乍ら、貨幣經濟進展の狀態に説き及ばざりしは奇とすべきであらう。

15) 太宰春臺、經濟錄拾遺、(同上、卷六、291頁)

16) 仁井田好古、富國存念書、(同上、卷三十二、290頁)

17) 經濟要論、(同上、卷二十二、29頁)